

目標	Ⅱ	豊かな心の育成		
施策	6	豊かな心を育む教育の推進		
主な取組	○ 体験活動の推進			
	○ 規律ある態度の育成			
	○ 道徳教育の充実			
	○ 読書活動の推進（再掲）			
担当課	高校教育指導課、義務教育指導課、生涯学習推進課			
主な事業				
事業名	予算額 (千円)	事業の概要・実績	事業の自己評価	担当課
体験活動の推進	0	<p>児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、発達の段階に応じた様々な体験活動を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特色ある体験活動の取組事例の収集・周知：73事例 ○ 農林部が行う実態調査への協力 <p>対象：県内の市町村立小・中学校等及び県立中学校</p>	<p>県内の各学校で行われている特色ある体験活動の取組事例の収集・周知を通して、各学校における体験活動の推進を図ることができた。全ての小・中学校等で、様々な体験活動が実施できている。</p>	義指
		<p>働くことに対する望ましい見方や考え方の形成を図るため、職場体験・インターンシップ等を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業等での職場「就業体験」推進校：10校 ○ 各県立高等学校のインターンシップ等の実施：令和4年度 44校 <p>※令和5年度実績値は、令和6年11月末頃に数値確定予定</p>	<p>新型コロナウイルス感染症が第5類に移行し、インターンシップを再開したが、介護施設等では引き続き受入れを行っていない事業所もあり、コロナ以前の状態には戻っていない状況のため、44校に留まった。</p> <p>進学を希望する普通科高校の生徒をインターンシップに参加させることが課題であり、令和5年度に県立高校に在籍する全ての生徒が参加できる探究型（課題解決型）インターンシップを実施した。今後は、本施策の拡大とともに、普通高校に対しても当該校のニーズを満たす実践事例の共有を行っていく。</p>	高指
青少年げんき・いきいき体験活動事業 → 施策25参照				生推
規律ある態度を身に付けるための取組	0	<p>児童生徒一人一人の「規律ある態度」の育成を図るため、指導の充実を図るなどの取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道徳教育研究推進モデル校による研究・実践 <ul style="list-style-type: none"> ・モデル校：市町村立小・中学校8校 ○ 道徳教育研究協議会における指導例の共有 <ul style="list-style-type: none"> ・対象：市町村立小・中学校等の道徳教育推進教師等 ・実施日：地区（東西南北）ごとに2～3日間（8～12月） ○ 埼玉県PTA連合会理事会における「規律ある態度」育成の働き掛け（5月） ○ 「規律ある態度」啓発ポスターの市町村立小・中学校等への配布（6月） ○ 「規律ある態度」における課題解決に向けた取組を掲載した教師用リーフレットの改訂（3月） 	<p>道徳教育研究推進モデル校の研究や道徳教育研究協議会における指導例の共有、教師用リーフレットの改訂等を通じて、各学校における指導が充実したことで、児童生徒の「規律ある態度」の育成につながっていると捉えている。</p>	義指

		○「規律ある態度」に係る視点を示した「彩の国の道徳『未来に生きる』実践事例」の作成・周知（3月）			
自立心をはぐくみ絆を深める道徳教育推進事業	21,331	児童生徒の豊かな心を育むため、本県独自の道徳教材「彩の国の道徳」の活用などの諸事業を通して、小・中・高等学校の道徳教育の充実を図る。	○「彩の国の道徳」等の活用促進 ・市町村教育委員会指導事務主管課長等連絡協議会や小中学校等教育課程研究協議会等における周知 ○市町村の特色ある道徳教育の取組の支援：5市 ○道徳教育研究推進モデル校による指導方法等の研究：小・中・高等学校10校 ○道徳教育研究協議会における授業研究、研究協議等の実施 ・対象：市町村立小・中学校等の道徳教育推進教師等 ・実施日：地区（東西南北）ごとに2～3日間（8～12月） ○道徳教育に係る外部講師の派遣 ・実施校：小・中・高・特別支援学校62校 ○道徳事業「匠の技」伝承事業の実施 ・実施箇所：市町村立小・中学校等35か所と市教育委員会1か所 ※さいたま市立学校を除く。	「彩の国の道徳」を活用した指導方法等の研究や道徳教育研究協議会での授業研究などを通して、各学校における道徳教育の充実につながった。 また、関係機関と連携し、第一線で活躍する社会人「心のせんせい」を学校に派遣することで、児童生徒の豊かな心の育成につながっていると捉えている。	義指
				道徳教育研究推進モデル校では、各学校の実態に応じた道徳教育の充実を図ることができた。高等学校在り方生き方教育研修会では、モデル校の実践発表や情報モラル等の現代的課題に対応した新教材等の活用を周知し、各高等学校での取組の改善等を促し、生徒の豊かな心の育成につながっていると捉えている。	高指
埼玉県子供読書活動推進会議の開催	93	子供たちの表現力の育成及び豊かな心の醸成のため、家庭、地域、学校が一体となった子供読書活動の推進を目指し、学校、図書館、民間団体、行政で構成する会議を開催する。 ○埼玉県子供読書活動推進会議（年2回）	次期計画（埼玉県子供読書活動推進計画（第五次））策定に向け、会議を通して子供読書活動の課題や社会状況の変化について議論し、次期計画案や取組案について協議を行った。 会議での意見を踏まえ、次年度速やかに計画策定に努める。	生推	
子ども読書支援センターの運営	431	県内における子供の読書活動の振興を図るため、学校図書館や市町村立図書館、その他読書関連団体の支援を行う。 ○学校図書館活用講座 ・1回開催 参加者：32人 ○読み聞かせ等ボランティア団体への講師派遣 ・派遣先団体数、受講者数：12団体、延べ182人 ○おはなしボランティア指導者の研修 ・2回開催 参加者：47人 ○こども読書活動交流集会 ・2講座開催 参加者：169人	学校図書館やボランティア団体等に対し、情報共有や研修、講師派遣等を行うことで、県内における子供の読書活動の振興を推進した。 学校図書館活用講座では、ワークショップや優良事例の共有を行い、参加者の所属する図書館での活用を促した。 読み聞かせ等ボランティア団体への講師派遣は、コロナ禍で読み聞かせやおはなしを行うボランティア活動が減少したが、徐々に申込団体や受講者数が増加した。 おはなしボランティア指導者の研修は、幼稚園や保育園における幼児に対する読み聞かせやおはなし会のプログラム作成などを実施し、引き続きスキルの向上を図っていく。 また、こども読書活動交流集会では、子供読書に関わるボランティアや司書等の交流により知識を深めることができた。 今後も発達段階に応じた読書習慣を形成するために、家庭・地域・学校において子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実を図る。また、子供の読書活動に関する啓発・広報を行うとともに、読書に親しむための推進体制の整備を行う。	生推	

<p>施策指標の達成状況・原因分析</p>	<p>●身に付けている「規律ある態度」の状況 児童生徒の8割以上が身に付けている「規律ある態度」の項目数の割合（%） [出典：埼玉県学力・学習状況調査及び規律ある態度調査]</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>小学校</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> <tr><td>小・割合</td><td>93.3</td><td>91.7</td><td>95.0</td><td>81.7</td><td>85.0</td><td>81.7</td><td>85.0</td></tr> <tr><td>年度目標値</td><td></td><td></td><td>95.0</td><td>98.3</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr> </table> </div> <div style="width: 45%;"> <p>中学校</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> <tr><td>中・割合</td><td>91.7</td><td>91.7</td><td>91.7</td><td>88.9</td><td>86.1</td><td>86.1</td><td>86.1</td></tr> <tr><td>年度目標値</td><td></td><td></td><td>94.4</td><td>97.2</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr> </table> </div> </div> <p>【原因分析】 小学校において、「あいさつ」や「靴そろえ」などの項目で8割を上回った学年が増加し、実績値は令和4年度より改善した。中学校においては、8割を下回った学年は横ばいである。 また、小・中学校ともに、従来からの課題である「話を聞き、発表する」や「整理整頓」において8割を下回った学年が複数あるため、目標値を達成できなかった。 「話を聞き、発表する」については、児童生徒が一人一台端末を活用して、自分の考えを伝え、発表することが増えてきたものの、自分の考えを発表することが苦手な児童生徒が一定数いることが要因と考える。 「整理整頓」については、一人一台端末が増えたことなどにより、学習用具の整理整頓に難しさを感じる児童生徒が一定数いることが要因と考える。</p>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	小・割合	93.3	91.7	95.0	81.7	85.0	81.7	85.0	年度目標値			95.0	98.3	100	100	100	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	中・割合	91.7	91.7	91.7	88.9	86.1	86.1	86.1	年度目標値			94.4	97.2	100	100	100	<p>義指</p>
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5																																											
小・割合	93.3	91.7	95.0	81.7	85.0	81.7	85.0																																											
年度目標値			95.0	98.3	100	100	100																																											
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5																																											
中・割合	91.7	91.7	91.7	88.9	86.1	86.1	86.1																																											
年度目標値			94.4	97.2	100	100	100																																											
<p>施策指標の達成状況・原因分析</p>	<p>●身に付けている「規律ある態度」の状況 身に付けた「規律ある態度」の項目数を伸ばした児童生徒の割合（%） [出典：埼玉県学力・学習状況調査及び規律ある態度調査]</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>小学校</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> <tr><td>小・割合</td><td>54.7</td><td>63.1</td><td>58.7</td><td>56.4</td><td>54</td><td>57.8</td><td>58.6</td></tr> <tr><td>年度目標値</td><td></td><td></td><td>56.0</td><td>56.0</td><td>56.0</td><td>56.0</td><td>56.0</td></tr> </table> </div> <div style="width: 45%;"> <p>中学校</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> <tr><td>中・割合</td><td>48.8</td><td>57.7</td><td>58.7</td><td>63.9</td><td>61.2</td><td>63.7</td><td>65.8</td></tr> <tr><td>年度目標値</td><td></td><td></td><td>57.0</td><td>57.0</td><td>57.0</td><td>57.0</td><td>57.0</td></tr> </table> </div> </div> <p>【原因分析】 小・中学校ともに、目標値を上回ることができた。「規律ある態度」に係る教師用リーフレットに基づく指導や本県独自の道徳教材「彩の国の道徳」を使用した授業により、児童生徒自身が「規律ある態度」に関連する事柄への達成感を感じることができるようになり、身に付けた項目数を伸ばした児童生徒の割合が改善したと考える。</p>	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	小・割合	54.7	63.1	58.7	56.4	54	57.8	58.6	年度目標値			56.0	56.0	56.0	56.0	56.0	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	中・割合	48.8	57.7	58.7	63.9	61.2	63.7	65.8	年度目標値			57.0	57.0	57.0	57.0	57.0	<p>義指</p>
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5																																											
小・割合	54.7	63.1	58.7	56.4	54	57.8	58.6																																											
年度目標値			56.0	56.0	56.0	56.0	56.0																																											
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5																																											
中・割合	48.8	57.7	58.7	63.9	61.2	63.7	65.8																																											
年度目標値			57.0	57.0	57.0	57.0	57.0																																											
<p>学識経験者の意見・提言</p>	<p>コロナ禍が明け、体験活動が再開されたことは非常に良い傾向である。体験活動の重要性はかなりの程度共有されており、また実際に体験活動に参加した児童生徒も相応の手応えを感じられているように思われる。その一方で、指標に照らした際にその目標値に到達することができていない状況の詳細な分析が期待される。その際、それらの取組を通して児童生徒がどのように変化したのかを捉えるための指標・視点を適切に設定すること、そしてその指標・視点に基づいて自分自身を振り返ることに関わる取組を行っていくことについては、まだ工夫の余地があるように思われる。</p> <p>指標である、規律ある態度の項目数の割合については、自分の考えを発表するのが苦手な生徒や学習用具の整理整頓に難しさを感じる生徒が一定数いるとのことであるが、目標である8割以上の生徒に規律を身に付けさせるように、工夫し挑戦願いたい。また、インターンシップ等の体験活動や第一線で活躍する社会人を心の先生として派遣する取組は、職業や社会を身近に感じ、将来の姿のイメージや夢や憧れを持つことにつながるため、積極的に取り入れていただきたい。</p>																																																	

今後の取組	<p>新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、インターンシップを中止した学校において順次取組を再開している。今後は普通科や進学を希望する生徒も参加することができる「探究型インターンシッププログラム」の事業を拡大、充実させ、実社会に触れることによって、責任感や社会貢献意識、自己肯定感の向上を図っていく。</p> <p>道徳教育研究推進モデル校が実践する小・中学校等や地域との連携、特別支援学校分校との交流などの先進的な取組を通じた成果を研究発表会や県ホームページ等で公開することで、幅広く周知していく。また、道徳教育に係る外部講師の派遣事業の成果を研修会等で共有することにより、成果の普及の拡大を図り、道徳教育の更なる充実に取り組んでいく。</p>	高指
	<p>「規律ある態度」に係る道徳教育研究推進モデル校や道徳教育研究協議会の取組や啓発ポスター及びリーフレット等の配布を通じて、児童生徒の意識の高揚を図っていく。加えて、重点である「話を聞き、発表する」、「整理整頓」等については、課題を抱える学校や市町村教育委員会に対して聞き取りを行い、目標値に到達することできない状況を把握し、児童生徒が振り返りを行う中で成長を実感できるような好事例を共有していく。</p> <p>さらに、自立心をはぐくみ絆を深める道徳教育推進事業の諸事業を通して、将来の夢や目標につながる多様な体験活動の機会を提供し、市町村立小・中学校等における道徳教育の充実を図っていく。</p>	義指
	<p>げんきプラザにおいては、引き続き各げんきプラザの特色を生かした魅力あるプログラムを展開し、体験活動事業の充実を図るとともに、他機関と連携・協力した事例の共有を図る。</p> <p>埼玉県子供読書活動推進会議において、「埼玉県子供読書活動推進計画（第五次）」（計画期間：令和6年度～令和10年度）を踏まえ、不読率の低減に向けた取組を推進するため、施策の進捗管理や改善を図る。</p> <p>子ども読書支援センターにおいては、講座や研修の開催や講師派遣といった各種取組を通じて、県内における子供の読書活動の更なる推進を図る。</p>	生推

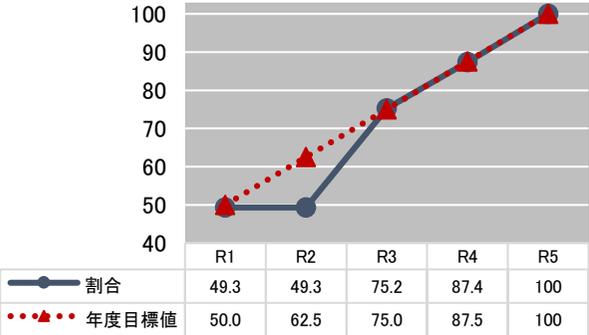
目標	Ⅱ	豊かな心の育成		
施策	7	いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実		
主な取組		○ いじめ防止対策の推進		
		○ 教育相談活動の推進		
		○ 生徒指導体制の充実		
		○ 非行・問題行動の防止		
		○ 青少年を有害環境から守るための取組の推進		
		○ 立ち直り支援策の推進		
担当課		高校教育指導課、生徒指導課、保健体育課、小中学校人事課、義務教育指導課、人権教育課		
主な事業				
事業名	予算額 (千円)	事業の概要・実績	事業の自己評価	担当課
いじめを許さない意識の醸成といじめの早期発見に向けた取組	0	<p>児童生徒にいじめを許さない意識を醸成するため、「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」の趣旨を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応につながる取組を推進する。</p> <p>○学校における児童生徒アンケート調査の複数回実施を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(県立高等学校) 年2回以上実施校数：令和5年度 136校 参考：令和4年度 116校 (各年度4～12月実績) <p>※全定併置校など、複数課程を有する学校の場合、課程ごとに計上</p> <p>○学校によるいじめ対応方針を保護者へ周知し、家庭用いじめ発見チェックシートの活用を推進</p> <p>○道德教育に係る外部講師の派遣や本県独自の道德教材「彩の国の道德」等を活用した授業等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道德教育に係る外部講師の派遣：小・中・高等学校 62校 ・道德教育研究推進モデル校の委嘱：2校 <p>○いじめをはじめとした人権問題について児童生徒が主体的に考え、作文として発信する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権作文集「はばたき」の刊行 	<p>各種研修会等において、児童生徒アンケートの定期的な実施などを、繰り返し学校等に依頼した。</p> <p>これにより、児童生徒アンケートの複数回実施が前年度より増加するなど、いじめの未然防止、早期発見・早期対応につながる取組を推進し、児童生徒のいじめを許さない意識の醸成に努めてきた。</p> <p>より多くの学校でいじめの未然防止、早期発見・早期対応につながる具体的な取組が行われるよう、学校の状況を丁寧に聞き取りつつ、各校に合った取組を検討していく必要がある。</p>	生指
		<p>外部講師の派遣事業による命の大切さや自他の尊重等に関する講演会の実施、「彩の国の道德」等を活用した道德科の授業等により、児童生徒は生命を尊重することや人を思いやることの大切さについて考えを深めることができています。</p>	義指	
		<p>外部講師の派遣やモデル校の活動を通じて、道德教育の充実と取組の改善等を促すことができている。事後の生徒アンケート等からも、思いやりや相互理解の精神等が育成され、いじめを許さない意識の醸成に寄与することができている。</p>	高指	
		<p>道德科や社会科、特別活動、総合的な学習の時間等において人権作文集「はばたき」が活用されており、児童生徒の人権意識の高揚が図られ、児童生徒にいじめを許さない意識の醸成に寄与することができている。</p>	人権	
ネットトラブルサイト監視事業	4,000	<p>インターネットを介したトラブルの未然防止及び深刻化防止を目的として、サイト監視活動を行い、問題のある書き込みを早期に発見し、学校に早期対応を促す。また、児童生徒、教職員、保護者の意識啓発活動を支援するため、県内公立学校を対象としたネットトラブル注意報の</p>	<p>業者によるサイト監視活動により、個人情報や特定できる書き込みや自殺をほのめかす書き込みなどを検出し、学校と共有の上対応につなげることで、インターネットを介したトラブルの未然防止及び深刻化防止を図ることができた。</p>	生指

		<p>発信、県立学校の児童生徒及び保護者を対象に啓発動画の配信を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業者によるサイト監視活動 <ul style="list-style-type: none"> ・問題のある書き込みの検出：510件 ○ネットトラブル注意報の発信：12回 ○啓発動画の配信：年2回（6月、11月） 	<p>また、児童生徒への啓発資料「ネットトラブル注意報」を定期的に発信し、学年集会やホームルームでの活用など学校等での指導につなげることができたことや、サイト監視から得られたトラブル事案などをテーマに啓発動画を配信し、児童生徒、教職員、保護者への意識啓発活動を支援することができた。</p> <p>一方で、各種SNSのプライバシー設定などにより、問題のある書き込みの検出が難しくなりつつあることから、啓発活動により一層取り組みネットトラブルを未然に防ぐ必要がある。</p>	
いじめ・非行防止学校支援推進事業	626	<p>生徒指導上の諸課題の未然防止・早期解決に向けて関係機関との連携を強化するため、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の生徒指導担当者が一堂に会する研究協議会、並びに学校と児童相談所との連携研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導主任等研究協議会 ○児童相談所との連携研修（参加教員数：14人） <ul style="list-style-type: none"> ・内容：児童相談所業務の説明、業務見学 	<p>生徒指導主任等研究協議会実施後のアンケートでは、参加者の98.2%から「校種間の連携を深めることができた」との肯定的な回答を得ており、学校が生徒指導上の諸課題に直面した際の組織的な対応に関する意識の向上につなげることができた。</p> <p>令和5年度は、県内児童相談所6所において連携研修を行い、児童相談所業務の理解が深まった。所属校の生徒指導・支援を行う際、児童相談所等関係機関との連携を念頭に置いた対応ができるようになった。令和5年度末までに57市町のそれぞれ1人以上の教員が参加できた。</p>	生指
いじめ・不登校対策相談事業	1,092,564	<p>生徒指導上の課題に対応するため、教育相談体制を整備・充実する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラー（SC）の配置（心理に関する支援） <p>配置先：小学校692校、中学校355校、全日制高等学校30校、定時制高等学校10校、教育事務所4所、総合教育センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン相談を週5日実施 ○スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置（福祉に関する支援） <p>配置先：59市町村、全日制高等学校24校、定時制高等学校8校、教育事務所4所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン相談を週2日実施 ○中学校配置相談員助成事業 <p>中学校配置相談員を配置する市町村に対する助成金の交付</p> <p>助成先：62市町村</p> ○多様な教育機会の確保に関する研究事業 <ul style="list-style-type: none"> ・戸田翔陽高校校舎内に不登校生徒支援教室「いっぼ」を設置 ・戸田市と連携して市内の不登校生徒の支援を実施 	<p>SCは、令和5年度より小学校への配置を一定の規模がある576校について、従来の月半日から、月1日に拡充した。</p> <p>また、全日制高等学校への配置数を18校から30校へと拡充した。配置時間や配置校数を増やすことにより悩みや課題を抱える児童・生徒とその保護者への相談に、より多く対応することが出来ている。</p> <p>SSWについては、令和4年度の配置を維持しつつ、SSW・市町村担当指導主事・SSWを配置している県立高校の教職員等に対して連絡協議会を実施し、県内の生徒指導上の諸課題の状況やその対応に関するSSWの活用方法などについて相互共有を行うことで、学校における活用促進を図ることができた。</p> <p>相談員を配置する市町村（さいたま市を除く。）に対し助成することにより、全公立中学校において相談員が配置され、学校の教育相談体制を支援することができた。</p> <p>戸田翔陽高校校舎内に不登校生徒支援教室「いっぼ」を設置し、戸田市内の不登校生徒の支援を行うことで、不登校児童生徒一人一人の状況に応じた支援について研究成果を得ることができた。</p> <p>一方で、教育相談体制の整備については、全国的な不登校児童生徒の増加やヤングケアラーの認知度向上などの心理的・福祉的ニーズの高まりに対して、現状の配置が適正なものか、また現在配置されているSC・SSW等が十分に活用されているのかについては確認の必要があり、ニーズに応え得る体制の整備について検討していく必要がある。</p>	生指

教育相談事業のうち 電話教育相談	23,050	いじめ・不登校等の不安や悩みを抱えた児童生徒や保護者を支援するため、電話相談を毎日24時間実施し、その解消を図る。 ○対象：県内の小・中・高校生・青少年（原則18歳まで）及びその保護者 ○相談実績：延べ相談件数9,847件	いじめや不登校等の様々な相談に対応し、自殺や虐待が懸念されるケースにおいては、関係機関との密接な連携を図りながら適切な対応をすることができた。また、面接相談員や臨床心理士、嘱託医と日常的に連携を図り、相談者の悩みの早期解決や新たな対応の方向性の決定につなげることができており、いじめ・不登校等の不安や悩みを抱えた児童生徒や保護者に対し、適切な支援を実施することができた。	生指
SNSを活用した教育相談 体制整備事業	22,455	県内の中学生・高校生が抱える様々な悩みや不安等に対応するため、SNSを活用した相談窓口を開設する。 ○SNS相談に知見を有する民間企業に業務委託し、気軽に相談できる体制を整備 ・対象：さいたま市立学校を除く県内国・公・私立中高生（約330,000人） ・相談実績：実相談者数554人、延べ相談件数1,448件	令和5年度は広報カードの配布に加え、一人一台端末を活用した広報など窓口周知に努めた。昨年同時期に比して、より多くの相談者から相談を受け付けており、県内の中学生・高校生が抱える様々な悩みや不安等に適切に対応することができた。	生指
学校におけるメンタルヘルスリテラシーの向上に向けた教育の充実	0	児童生徒の心の不調を早期発見、早期対応し適切な支援に向け、児童生徒及び教職員のメンタルヘルスリテラシーの向上を図るため、研究推進校における実践や教職員向け資料の作成などの取組を実施する。 ○メンタルヘルス研究推進校における実践（指定校数：13校） ・児童生徒向け授業の実施 ・入学説明会等での保護者啓発動画の活用 ・タブレット端末等を用いた精神不調アセスメントツールの活用 ○教職員向け研修動画及びハンドブック資料の活用 ・対象：県内公立学校（さいたま市立学校を除く。）	児童生徒へ授業後に行ったアンケート結果では、メンタルヘルスに関する知識を理解した割合や、相談することへの意識が向上した。 教職員及び保護者へ動画視聴後に行ったアンケート結果では、児童生徒のメンタルヘルスに関する知識を理解した割合が向上するとともに、子供たちへの対応意識に変化が見られた。 今後、教材や動画等についてさいたま市立学校を除く各公立学校に配布を行うとともに、県全体のメンタルヘルスリテラシーの向上に引き続き取り組む。	生指 保体
市町村立小中学校外部人材配置事業のうち学級運営等の改善のための非常勤講師の配置	35,530	「学級がうまく機能しない状況」を予防・回復するとともに学級運営の充実を図るため、退職教員等を小学校に非常勤講師として配置する。 ○学級運営等改善非常勤講師の配置 ・36件（令和4年度 40件）	配置した非常勤講師が、担任をはじめとする複数の教員と連携し、課題に応じた丁寧な指導を行った。このことにより「学級がうまく機能しない状況」に適切に対応することができ、学級運営等の改善につながった。	小中
ライフスキル教育の推進	0	児童生徒が直面する様々な課題に対し、建設的かつ効果的に対処するために必要な能力を身に付けさせるため、ライフスキル教育を推進する。 ○ライフスキル教育を記載した学校向けの不登校対策ガイドブックを学校に配布 ・配布先：県内公立小・中・高等・特別支援学校及び市町村教育委員会、各教育事務所、総合教育センター ※さいたま市立学校及びさいたま市教育委員会を除く。	これまで、先行事例の周知等を通じて、市町村教育委員会の生徒指導担当者にライフスキルの認知を広めてきたが、各学校での実践につなげるには、学校現場への更なる認知の向上が課題であった。そのため、令和5年度にはライフスキル教育を記載した学校向けの不登校対策ガイドブックを作成し、さいたま市立学校を除く各公立学校に配布した。 今後は、このガイドブックを活用した研修の実施等を通して、ライフスキル教育の認知を広めていく。	生指
学校健康教育推進費のうち 薬物乱用防止教育関係 → 施策9参照				保体

<p>施策指標の達成状況・原因分析</p>	<p>●いじめの解消率 (%) [出典：文部科学省児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査]</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● 解消率</td> <td>81.9</td> <td>80.8</td> <td>76.2</td> <td>71.4</td> <td>77.8</td> <td>75.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●●● 年度目標値</td> <td></td> <td></td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和5年度実績値判明 令和6年12月頃の前定)</p> <p>【原因分析】 平成29年3月改定の「いじめの防止等のための基本的な方針」により、いじめが「解消している状態」については、(1)いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること、(2)被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの二つの要件が満たされている場合と明確化された。 これにより、各年度1月以降のいじめ認知件数は解消率に反映できない。 なお、上記(1)(2)について、令和5年3月に認知したいじめが解消し得る3か月経過後の、翌年度7月末時点の調査による解消率は97.9%となっており、前年度同調査の98.0%から0.1ポイント減少しているものの高い解消率を維持している。 重大な事態に至らないよう初期段階から積極的に対応するよう時機を捉えて呼び掛けを行った結果、学校現場において丁寧な対応が取られたことで、いじめ防止対策推進法に基づく対応の徹底が図られ、高い解消率となっていると考えている。</p>		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	● 解消率	81.9	80.8	76.2	71.4	77.8	75.6		●●● 年度目標値			100	100	100	100	100	<p>生指</p>
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5																			
● 解消率	81.9	80.8	76.2	71.4	77.8	75.6																				
●●● 年度目標値			100	100	100	100	100																			
<p>学識経験者の意見・提言</p>	<p>いじめはあってはならないということは言うまでもないことだが、未然防止・早期発見早期対応とともに、やはり「解消」に向けての対応もまた重要な取組であるだろう。前者については、児童生徒を取り巻く情報環境等の変化を踏まえ、既に非常に丁寧な対応がなされていると思われる。その結果として、実質的な解消率が100%に近づいていることは評価したい。今後は、より個別の事例に対する対応を可能にするために、解消率の変化の分析がより細かく行われていくことにも期待したい。</p> <p>指標に関しては、件数をカウントするタイミングの問題で目標を達成することは事実上不可能であるが、実質的にいじめがほぼ解消されていることは評価できる。昨年よりスクールカウンセラーの配置を増やし、子供が安心して学校生活を送れる体制は改善している。デジタル化が進むことにより、ネット環境でのいじめの増加やコミュニケーションの希薄化が懸念されるが、一方で一人一台端末では従来以上に相談体制の周知が行える等、デジタル化には功罪の両面があるため、AI等新しい技術を取り込み、デジタル化の良い面を活用し子供たちの心の安全性を高めていただきたい。</p>	<p>高指</p>																								
<p>今後の取組</p>	<p>道徳教育研究推進モデル校の実践事例や道徳教育に係る外部講師の派遣事業の成果について、研修会を通じて他校と共有することにより、多くの学校でモデル校の取組を広げることで、いじめを許さない意識の醸成を図っていく。</p> <p>解消の変化については、年度当初(4月～5月)に認知したいじめが解消に時間がかかっている傾向がある。理由の一つとして、人間関係構築の初期段階でいじめが発生したことで、解消に時間がかかったことが挙げられる。</p> <p>いじめの問題については、未然防止から早期発見及びその後の組織的な対応が重要である。いじめの未然防止や早期発見の取組として、研修動画を活用したいじめに対する教職員の理解促進やアンケート調査の活用等による「いじめは許さない」という学校・クラスの雰囲気づくりを行っている。また、デジタル環境下でのいじめの対策として、ネットトラブル注意報の周知等に取り組むとともに、いじめの初期段階から組織的に対応するため、スクールカウンセラー等専門職の配置や活用事例の周知により、教育相談体制の充実を図っていく。</p> <p>引き続き、メンタルヘルスリテラシーの向上に向けた取組を充実させていくとともに、児童生徒の身体的不調の背景にいじめ等の問題が関わっていることなどのサインにいち早く気付き、適切な対応が出来るよう、養護教諭の健康相談・個別の保健指導に関する資質向上に努める。</p> <p>薬物乱用防止教育については、引き続き薬物乱用防止教室を学校保健計画に位置付け、年1回以上開催するよう周知するとともに、外部講師の積極的な活用や保護者及び地域住民の参加を促すなど、関係機関と連携し推進する。</p> <p>生徒指導における加配教員について、国の定数改善の動向を踏まえながら、今後も加配定数の確保を図る。</p> <p>「学級がうまく機能しない状況」を予防・改善するために、今後も必要とする学校に対して、退職教員等を非常勤講師として配置し、担任と連携した複数の教員による指導を行うとともに、校内の指導体制を整え、学級運営の改善につなげていく。</p> <p>引き続き、命の大切さや自他の尊重等に係る外部講師の派遣事業や「彩の国の道徳」を活用した授業等により道徳教育の充実を努めていく。</p> <p>人権意識の高揚を図り、いじめを始めとした身の回りの様々な人権侵害や差別の問題に正しく対応できる児童生徒の育成を目指し、児童生徒の日常生活や学習経験に基づいた人権に関する作文を引き続き募集する。応募された作品の中から優秀な作品については人権作文集「はばたき」にまとめ、校長研修会や人権教育担当者研修会等の各種研修会において、「はばたき」の取組や活用方法を周知していく。また、ホームページでも「はばたき」を掲載するとともに、授業等で用いる活用例も掲載し、学校における活用を促していく。</p>	<p>生指</p> <p>保体</p> <p>小中</p> <p>義指</p> <p>人権</p>																								

目標	Ⅱ	豊かな心の育成		
施策	8	人権を尊重した教育の推進		
主な取組	○ 人権教育の推進			
	○ 人権教育の学習内容・指導方法の工夫・改善			
	○ 人権問題を主体的に考え行動する児童生徒の育成			
	○ 様々な人権課題に対応した教育の充実			
	○ 虐待から子供を守る取組の推進			
担当課	人権教育課			
主な事業				
事業名	予算額 (千円)	事業の概要・実績	事業の自己評価	担当課
人権感覚育成 指導者の養成	174	<p>児童生徒の人権感覚の育成に向け、人権感覚育成プログラムを活用して指導できる教員を養成するため、教職員を対象とした研修会を実施する。</p> <p>○人権感覚育成指導者研修会（オンデマンド配信）</p> <ul style="list-style-type: none"> 配信期間：8月4日から9月8日まで 対象者：公立小・中学校等・高等学校（各校2名以上） 特別支援学校の教職員（希望者） ※さいたま市立学校を除く。 研修受講者：小学校 693校1, 576人 中学校 355校 846人 高等学校 160校 341人 特別支援学校 12校 19人 合計 2, 782人 	<p>令和5年度は、期間限定のオンデマンド配信による研修会を実施した。</p> <p>人権感覚育成プログラムを活用して指導できる教員を確実に育成することができた。</p>	人権
性の多様性を 尊重した教育 推進事業	4, 279	<p>性的指向・性自認に関する生徒からの相談対応や配慮・支援等のため、外部専門機関から専門家を派遣し、学校の相談体制を充実する。</p> <p>また、性的指向や性自認に悩む高校生を支援するため、交流・相談のための場を設置する。</p> <p>さらに、性の多様性を尊重した教育に係る教職員の資質向上及び学校の環境づくりを推進するため、学校における性の多様性尊重取組シートを作成する。</p> <p>○LGBTQに係る学校支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立学校対象：19校実施 <p>○オンラインサロン・相談会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 高校生対象：年3回実施、参加者27人 <p>○学校における性の多様性尊重取組シートの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 作成委員会の実施：3回、作成委員：9名 	<p>LGBTQに係る学校支援を実施した学校では専門家が相談支援、助言又は講演会を行うことで、学校の体制づくり、生徒の理解促進に寄与できた。引き続き、LGBTQ当事者が在籍する学校に必要な支援を行っていく必要がある。</p> <p>オンラインサロン・相談会を計画通り実施することができた。性的指向や性自認に関する悩みを持つ高校生が孤独感や孤立感を和らげられる場となり、参加者からは良い評価を得られた。各回の参加者が予定を下回ったことから、効果的な広報等を検討していく必要がある。</p> <p>学校における性の多様性尊重取組シートを計画通り作成することができた。本シートの活用により教職員の資質向上及び学校の環境づくりの推進に寄与するものとする。今後は研修等の機会に本シートの活用について働き掛けるとともに、活用状況について把握していく。</p>	人権

<p>児童虐待防止のための教育と啓発の推進事業</p>	<p>717</p>	<p>県立学校に対し児童虐待対応に係る報告を依頼するとともに、案件の状況に応じた指導・助言等の支援を行い、適切に児童虐待対応を進める。</p> <p>また、家庭や地域社会への啓発のため、児童虐待防止のための啓発リーフレットを配布する。</p> <p>さらに、深刻な状況にある児童虐待への対応力の向上を図るため、児童虐待を受けた児童生徒への効果的な支援及び保護者への適切な対応の在り方について、小・中学校及び義務教育学校教員、各市町村教育委員会担当者、児童養護施設職員等を対象に研修会を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県立学校に対する児童虐待対応に係る報告・相談 <ul style="list-style-type: none"> ・対応件数：20件 ○児童虐待防止のための啓発リーフレットの配布 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度入学予定児童保護者用：67,500部 ○児童虐待防止支援研修会（オンライン開催） <ul style="list-style-type: none"> ・対象：教職員及び市町村教育委員会職員等 ・参加者数：185人 	<p>児童虐待について報告・相談を受けた際には必要な確認を行うとともに、学校における児童虐待対応ハンドブックの確認・活用及び案件への対応についての助言を行った。</p> <p>児童虐待防止のための啓発リーフレットは、令和6年度に小学校及び特別支援学校小学部に入学する児童の保護者に配布し、その際、学校から児童虐待防止についての説明を行うことで、保護者の意識啓発ができた。</p> <p>また、児童虐待防止支援研修会を開催し、児童虐待を受けた児童生徒への効果的な支援及び保護者への適切な対応について参加者の資質向上に寄与できた。</p> <p>児童相談所における虐待相談件数は増加傾向にあり、引き続き相談対応力の向上及び関係各所が連携して対応できる体制づくりに努めていく。</p>	<p>人権</p>																		
<p>施策指標の達成状況・原因分析</p>	<p>●新しい「人権感覚育成プログラム」を活用できる教員を育成した学校の割合（％）</p>  <table border="1" data-bbox="488 963 1077 1054"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合</td> <td>49.3</td> <td>49.3</td> <td>75.2</td> <td>87.4</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>年度目標値</td> <td>50.0</td> <td>62.5</td> <td>75.0</td> <td>87.5</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>			R1	R2	R3	R4	R5	割合	49.3	49.3	75.2	87.4	100	年度目標値	50.0	62.5	75.0	87.5	100	<p>【出典：埼玉県による実績調査】</p> <p>【原因分析】</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、研修会を中止とした。</p> <p>令和3年度もコロナ禍ではあったが、WEB開催とすることで令和2年度に予定していた分も含め、研修会の回数を増やして実施することで当初の目標を変更することなく令和3年度の目標値を達成することができた。</p> <p>令和4年度は、小学校4回、中学校2回、高等学校1回、計7回の研修会をWebで実施した。令和4年度の目標値を概ね達成するとともに、各校種で指導者の人権感覚と指導力の向上を図ることができた。</p> <p>令和5年度はオンデマンド開催により1か月間（8月4日から9月8日まで）の受講期間を設けた。研修参加者が受講しやすいように開催方法を変更するとともに、校内研修等で研修動画の活用を推奨した結果、目標値を確実に達成することができた。</p>	<p>人権</p>
	R1	R2	R3	R4	R5																	
割合	49.3	49.3	75.2	87.4	100																	
年度目標値	50.0	62.5	75.0	87.5	100																	
<p>学識経験者の意見・提言</p>	<p>本施策については、各取組における対象者に対する配慮・支援の重要性は十分に理解しつつも、プライバシーに関わるものであるがゆえに、それを必要としている児童生徒の抽出が困難だということどかしさがあるように感じる。その点についての指標設定の難しさも確認しておくべき事柄であろう。一方で、現在設定されている指標について、様々な工夫の結果、目標値をクリアしたこと、特に100%に到達できたことは評価できる。今後も各事業においてなされている様々な手段での情報発信・情報共有が継続的になされていくことが期待される。</p> <p>「人権感覚育成プログラム」は、様々な人権の要素が盛り込まれており、良い教材であると思う。そしてそれを活用できる教員が目標通り育成できていることは、評価できる。児童虐待については年々増加しているが、子供本人に対する虐待だけでなく、親に起きているDVを子供が見ることによる心理的ストレスを抱える子供も増加している。家庭の問題であり学校教育には限界があるが、子供の変調に注意し、適切な対応をお願いしたい。</p>																					
<p>今後の取組</p>	<p>「人権感覚育成プログラム」については、各学校で年間指導計画に位置付け、プログラムを活用した参加体験型学習に取り組むよう働き掛ける。また、教職員研修等で「人権感覚育成プログラム」の効果的な活用の仕方を紹介し、より一層の活用を促す。</p>			<p>人権</p>																		